

港湾行政手続の電子化等に向けた調査の結果 及び今後の方針について(港湾管理分野)

前回WGでの主な意見と対応状況・方針

概要	主な意見	対応状況・方針
1. 利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の新たなシステムの検討にあたっては、使用しやすいものとなるよう、各港湾管理者に調査を行っていただきたい。 ・システムの利便性の向上が必要であり、メリットがないと、ユーザーに浸透しない。民間事業者の声を十分に調査いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国の港湾管理者に対して、手続の様式、申請件数・手段、押印要否等の現状に関する実態把握調査を実施。</u> ・<u>港湾管理者及び手続の申請者(民間)に対して、システムの機能やデータ利活用に関するアンケート調査を実施。</u> ・調査結果を踏まえ、システムの基本仕様を検討する。
2. 利用料	<p>費用面について、どの程度負担することになるかが課題になると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料金については、基本仕様の検討結果を踏まえ、令和3年度において検討予定。
3. NACCSとの連携	<p>民間企業が気にしているのは、やはりNACCSとの連携・接続。NACCSとの重複を避け、NACCSに連動をさせる方向となることを望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>二重入力等による関係者の負担増加を避けるため、NACCSと港湾関連データ連携基盤との間で必要なデータ連携を行う。</u> ・現時点では、入力した手続データの両システム間での自動連携を想定しているが、<u>具体の連携方法は今後関係者との調整を行い、その結果を踏まえ検討する。</u>
4. 独自システムとの連携	<p>各港湾の既存システムとの円滑な連携が実現するよう、本WGなどで引き続き情報共有、課題整理をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>港湾独自システムが存在する場合は、当該システムからの申請も従来どおり可能とする。</u> ・今後関係者との調整を行い、必要なデータ連携を検討する。
5. 調査・統計業務の効率化	<p>現状の統計作業は非常に煩雑であり、関係者の負担が大きいため、こちらについても今回の連携基盤を通じて、効率のよい統計のとりまとめ手法を構築いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>アンケート調査において、対象となる統計や必要な機能等について把握。</u> ・<u>基幹統計である港湾統計について、所管部局(総合政策局)とも連携し、港湾における調査体制・行政記録情報等の活用等に係る実態把握を行ったうえで、必要な機能に関する検討を行う。</u>

港湾行政手続の電子化等に向けた調査の概要

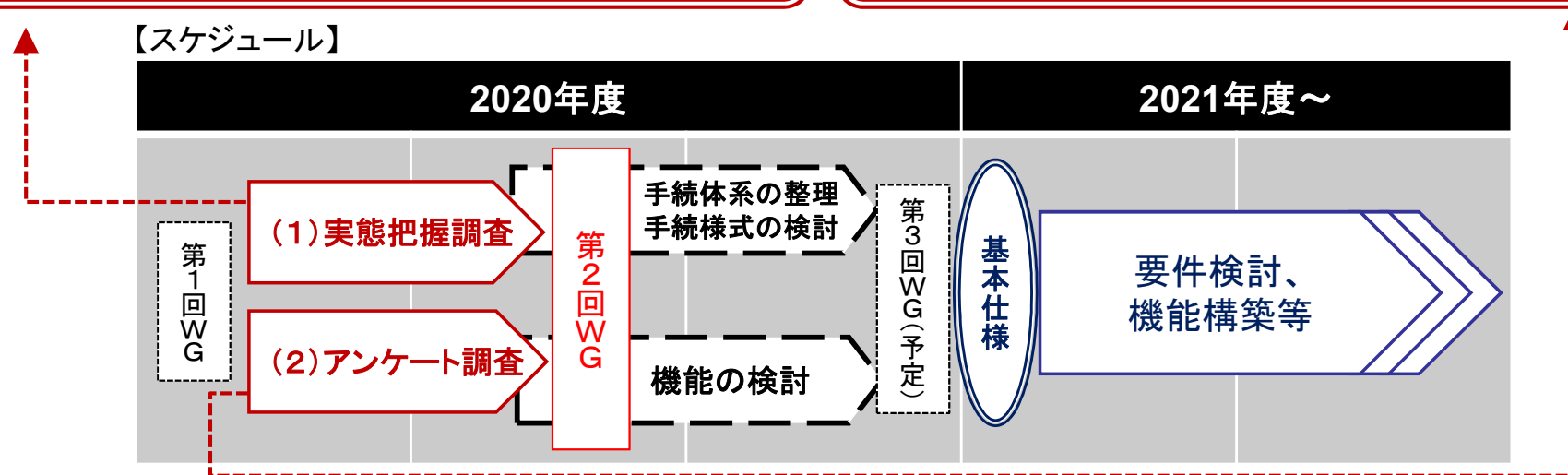
- 港湾行政手続の電子化に関しては、今年度中にシステムの基本仕様を明らかにすることとしている。
- 令和2年8月の第1回WGの結果を踏まえ、8月末～10月にかけて、国土交通省港湾局より、全国の港湾管理者に対して、港湾行政手続に関する実態把握調査及びアンケート調査を実施。
- あわせて、関係業界団体の協力を得て、港湾運送事業者、船舶代理店事業者に対するアンケート調査を実施。

(1) 港湾行政手続に関する実態把握調査

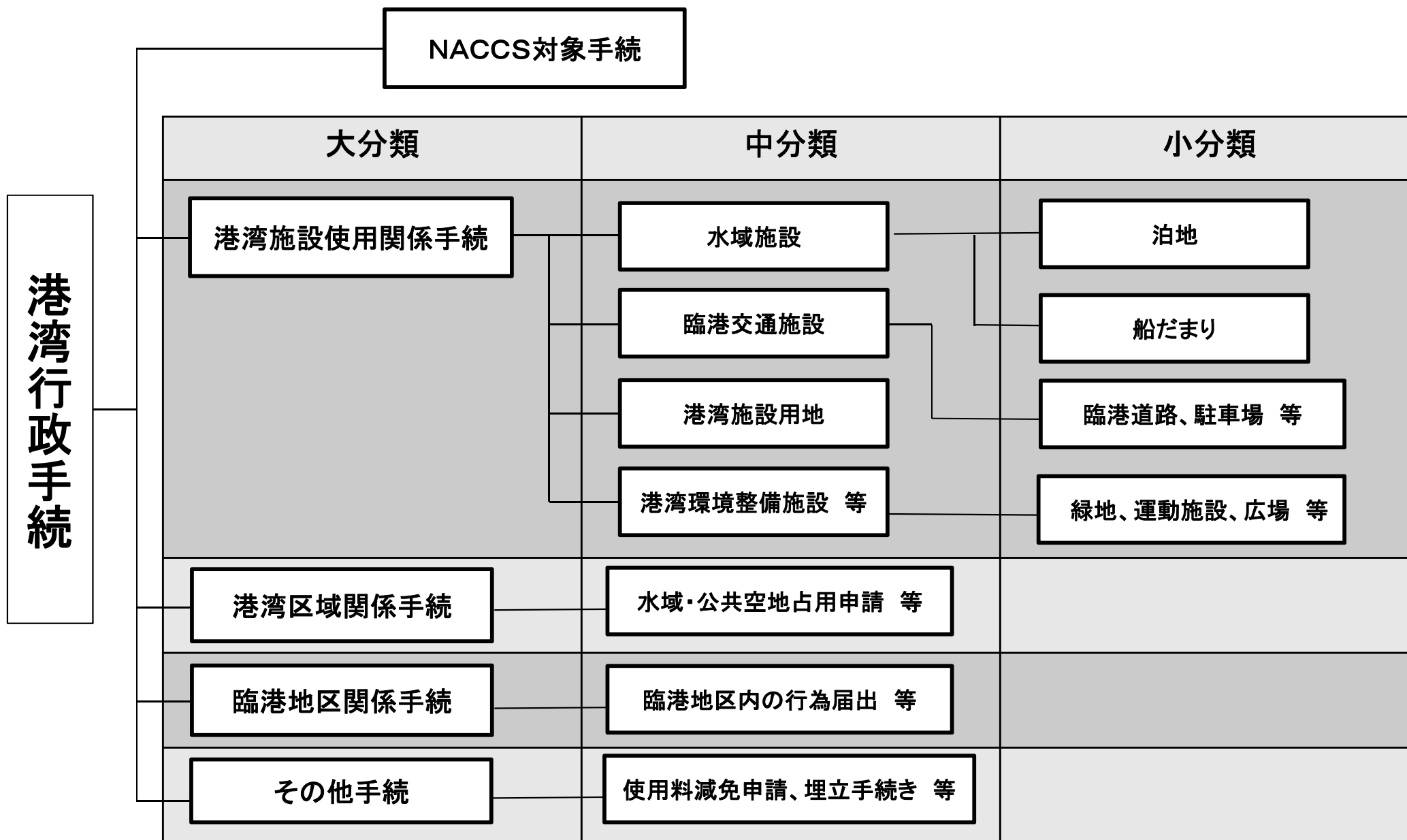
- 調査対象：港湾管理者
- 調査目的：港湾行政手続の実態を把握することで、電子化を行う手続の体系整理や様式の検討を行う
- 調査内容：港湾行政手続に関する以下の内容
 - ・(基本情報)
 - 手続名称、根拠条例、部局
 - ・(申請情報)
 - 申請様式、申請件数・手段、押印要否、添付書類の有無
 - ・(受理・処分情報)
 - 通知様式、通知手段、押印要否、添付書類の有無、保管媒体 など

(2) 港湾行政手続の電子化等に関するアンケート調査

- 調査対象：港湾管理者
港湾運送事業者、船舶代理店事業者(回答:180者)
- 調査目的：関係者のニーズを把握することで、システムに必要な機能について検討を行う
- 調査内容：手続の電子化等のニーズに関する以下の内容
 - ・(電子化への考え方、課題)
 - 電子化が優先される手続、紙手続を行う理由
 - ・(システムの機能等)
 - 実現することが望ましい機能、利用全般に関する意見
 - ・(調査・統計業務の効率化機能)※港湾管理者のみ
 - 効率化が優先される調査・統計業務 など



○港湾行政手続に関する実態把握調査(令和2年8月末～10月)について、全国の港湾管理者より集約した港湾行政手続を以下の通り分類。



○港湾行政手続の一覧は以下のとおり(NACCS対象手続を除く)。

(大分類)港湾施設使用関係

水域施設

- ・泊地使用許可申請
- ・船だまり使用許可申請
- ・マリナー使用許可申請

臨港交通施設

- ・駐車場使用許可申請
- ・臨港道路占用許可申請

荷捌き、保管施設

- ・貯木場使用許可申請
- ・危険物荷役許可申請
- ・水道施設使用許可申請
- ・木材整理場使用許可申請

旅客施設

- ・待合所使用許可申請

港湾情報提供施設

- ・会議室使用許可申請

港湾環境整備施設

- ・港湾環境整備施設(緑地、運動施設、広場)使用許可申請
- ・緑地行為許可申請
- ・広場利用登録申請

港湾厚生施設

- ・港湾厚生施設使用許可申請

港湾施設用地

- ・港湾施設用地使用許可申請

港湾施設全般

- ・港湾施設(共通)使用許可申請

目的外使用

- ・港湾施設目的外使用許可申請

(大分類)港湾区域関係

水域・公共空地占用申請

- ・公共空地占用許可申請
- ・港湾区域等占用許可申請

土石・土砂採取申請

- ・港湾区域等土砂採取申請
- ・土砂採取許可変更申請

水域施設建設申請

- ・港湾区域等における水域施設施設建設・改良申請

その他

- ・港湾区域工事許可申請
- ・遊泳又は潜水行為申請
- ・廃棄物許可申請

(大分類)臨港地区関係

臨港地区内の行為の届出

- ・臨港地区内の行為届出

臨港地区内の構築物建設許可申請

- ・臨港地区内の構築物建設許可申請

(大分類)その他手続

使用料・占用料関係

- ・使用料、占用料減免申請
- ・使用料、占用料還付申請
- ・使用料、占用料分納申請

権利譲渡関係

- ・権利義務継承届
- ・権利譲渡承認申請

原状回復関係

- ・原状回復検査申請
- ・原状回復届
- ・原状回復義務免除申請

港湾環境整備負担金関係

埋立関係

制限区域立入関係

工事関係届出

港湾行政手続の申請実態【一例】(実態把握調査)

- 港湾行政手続(NACCS対象手続を除く)の申請実態の一例として、年間の申請(届出)件数や該当港湾管理者数が比較的多かった「港湾施設(全般)の使用許可申請」、「港湾区域における水域・公共空地占用申請」及び「工事関係届出」について、以下のとおり整理。
- 今後、港湾管理者へのアンケート調査結果等を踏まえ、今般の実態把握調査結果の分析・整理を進め、現状、NACCSの対象外となっている港湾行政手続について、手続体系の整理や手続様式の検討など、システムへの反映に向けた検討を行う。

(大分類) 港湾施設使用関係 (中分類) 港湾施設全般

- 回答者数 : 95港湾管理者
- 年間件数 : 約34,000件
- 申請業種 : 港運、漁業、建設業等
- 申請手段 : 窓口持参、郵送、独自EDI
- 押印要否 : 要78/95
- 添付書類 : 有
 - 一内容 : 位置図、平面図、事業計画書等

(大分類) 港湾区域関係 (中分類) 水域・公共空地占用申請

- 回答者数 : 92港湾管理者
- 年間件数 : 約7,500件
- 申請業種 : エネルギー、漁業、建設業等
- 申請手段 : 窓口持参、郵送
- 押印要否 : 要83/92
- 添付書類 : 有
 - 一内容 : 位置図、求積図、構造図等

(大分類) その他手続 (中分類) 工事関係届出

- 回答者数 : 70港湾管理者
- 年間件数 : 約2,700件
- 申請業種 : エネルギー、建設業等
- 申請手段 : 窓口持参、郵送
- 押印要否 : 要64/70
- 添付書類 : 有
 - 一内容 : 位置図、行程表、写真等

※港湾行政手続に関する実態把握調査(令和2年8月末~10月)について、各港湾管理者から回答があったもののうち、一部を申請実態の例として国土交通省港湾局において抽出・整理したものの。

- 調査概要: 港湾行政手続の電子化に関するアンケート調査(港湾管理者)
- 調査目的: 全ての港湾行政手続の電子化に向けて、現状の課題や関係者のニーズを把握することで、システムに必要な機能について検討を行う
- 調査方法: 国土交通省港湾局より、全港湾管理者に調査票を展開
- 調査時期: 令和2年8月末～10月
- 調査対象: 港湾管理者

◆電子化が可能・優先される手続に関する意見

- 件数・頻度の多いもの。(→手続事務の効率化、新型コロナウイルス感染症対策)
- 函面等が必要なもの。(→資料の保存・管理上の効率化) ⇔電子化が難しい・優先されない手続にも掲載。
- 申請者の負担軽減が図られるもの。(→押印作業の削減、窓口への持参の削減等)
- 料金が発生するもの。(→料金請求の迅速化・正確化、作業の効率化)
- 港湾管理業務の効率化に資するもの。(→施設の使用状況の確認等)
- 許可等にあたり比較的判断の余地が少ないもの。
- 優先順位はつけず、原則全ての電子化を希望。

◆電子化が難しい・優先されない手続に関する意見

- 当日対応や事後対応が求められるもの。(→事前申請が困難)
- 多くの添付書類が必要なもの。(→申請者側での電子化作業の負担)
- 原本確認や押印が必要なもの。(→電子化にあたり制度整備が必要)
- 許可にあたり申請者との間で随時、協議が必要なもの。(→状況に応じて追加で資料を求める等)
- システムに不慣れな申請者が多いもの。

◆手続の電子化機能とあわせて実現することが望ましい機能に関する意見

- 施設の予約状況、使用状況を表示する機能があるとよい。(→港湾管理業務の効率化)
- 申請情報を港湾統計作成のデータとして利用したい。
- 申請データを会計システムと連携させ、使用料の算出、納付書の作成・発行ができればよい。
- 許可更新の時期等、必要情報を申請者に通知できればよい。
- 港湾台帳、施設の位置図、港湾区域等の図面データとの連携・統合が望ましい。

◆システムの利用全般に関する意見

- シンプルで使いやすいシステムにしてほしい。
- 認証を受けた端末以外でも、どの端末でも利用できれば便利である。
- 港湾管理者のインターネット回線事情(セキュリティ)への配慮が必要。
- NACCSとの併用による事務負担増は避けていただきたい。

※上記以外にも多くの具体的な意見をいただいております、本資料には掲載しないものの、今後個別に対応を検討。

- 調査概要: 港湾行政手続の電子化に関するアンケート調査(民間事業者)
- 調査目的: 全ての港湾行政手続の電子化に向けて、現状の課題や関係者のニーズを把握することで、システムに必要な機能について検討を行う
- 調査方法: 国土交通省港湾局より、関係業界団体の協力を得て、各事業者に調査票を展開
- 調査時期: 令和2年10月
- 調査対象: 港湾運送事業者、船舶代理店事業者(回答: 180者)

◆紙手続を行う理由(NACCS対象手続)

- システムの導入、操作が煩雑であり、紙での申請のほうが簡単である。
- 申請窓口が近く、持参している。
- 申請先がシステムに対応していない。紙媒体での提出を要求される。
- 添付書類やシステム対象外手続等について紙媒体で提出する必要があり、NACCSと紙媒体の両方での申請となると逆に手間が増える。

◆手続の電子化機能に関する意見

- 新規の申請は、過去の申請データの編集、上書き、引用により行いたい。日付等、必要個所の変更のみで申請できるようにしたい。(→同一本船の周期的入港)
- 過去の申請データを容易に検索できるようにしてほしい。
- 過去の申請データを長期間保存してほしい。
- 入力内容に明らかな誤りや欠落個所があった場合の表示機能。
- 申請に対する受理・許可等の回答の通知、メール転送機能。(→電話確認の不要化)
- 添付ファイルの送付機能。
- 港湾管理者とのチャット機能。

◆手続の電子化機能とあわせて実現することが望ましい機能に関する意見

- 施設の空き状況の表示機能。
- 施設の仮予約機能。
- 入港料、施設利用料の確認機能、請求書の電子化。(→請求書の早期発行、在宅勤務対応)
- 業務に関する書類作成や実績管理等のため、過去の申請内容を編集可能な形で出力できるようにしてほしい。船毎/月毎の実績が見たい。
- 手続とは別途、港湾統計データとして同じ内容を提出している。二度手間なので既存の申請データから取り込めるようにしてほしい。

◆システムの利用全般に関する意見

- 職場のPC以外にも、スマートフォン、タブレット端末(外出先)、自宅のPC(在宅勤務、休日対応)で申請できるようにしてほしい。
- そのうえで、必要なセキュリティは確保することが必要(2段階認証等)。
- 入力画面のレイアウトは、シンプルにわかりやすく、入力必須項目を明確にしてほしい。
- 利用者の負担軽減のため、操作方法を簡素化していただきたい。
- NACCSとの二重入力は避けてほしい。

◆業務の見直しに関する意見

- 入力項目を削減、簡素化してほしい。

※上記以外にも、多くの具体的な意見をいただいております。本資料には掲載しないものの、今後個別に対応を検討。

まとめ(アンケート調査: 手続の電子化)

○令和2年8月末～10月にかけて実施した、港湾行政手続の電子化に関するアンケート調査について、港湾管理者及び関係民間事業者(港湾運送事業者、船舶代理店事業者)からの主な意見を以下の通り整理した。

港湾管理者及び関係民間事業者へのアンケート調査結果(港湾行政手続の電子化について)	
(1) 手続の電子化について	○紙手続が残る要因(システム導入を阻む要素)
	(民) システム対象外手続の存在(システム、紙の両方での手続による作業増)
	(官・民) 様々な調整や添付書類の提出が必要
	(官) 押印等が必要
	○電子化を優先すべき手続
	(官) 件数・頻度が多いもの、申請者の負担軽減や港湾管理業務の効率化に資するもの
(2) システムの 利便性向上	○ユーザビリティ、アクセシビリティの向上
	(官・民) シンプルでわかりやすいシステムの導入、操作及び画面レイアウト等
	(官・民) スマートフォン、タブレット及び自宅PCでのシステム利用、認証端末以外のPC端末での利用
	○手続作業の簡素化
	(民) 過去の手続データの利用による申請機能、データの保管期間の延長
	(民) システム補助機能の充実(わかりやすいエラー表示、受理等の確実な通知、チャット機能)
	○手続の電子化とあわせた利便性向上機能
	(官・民) 港湾統計、業務書類作成、実績管理等への手続データの反映
	(官・民) 施設の空き状況表示機能、仮予約機能
	(官・民) 港湾管理者の会計システムとの連携、申請者への金額表示機能
	○シングルウィンドウ性の確保
(官・民) (港湾関連データ連携基盤は)NACCSとの二重入力は避けてほしい	
(3) 業務改善	○手続業務そのものの見直し
	(民) 入力項目の削減、簡素化

- 実態把握調査及びアンケート調査の結果に基づき、港湾行政手続の電子化に向けて、以下の方針で取り組む。
- 引き続き、今般の調査結果について精査を進めるとともに、必要に応じて追加のヒアリング等を行い、手続の実態及び関係者の意見・ニーズを適切に把握したうえで、基本仕様を検討する。

【対応方針】

(1)NACCSの機能改善

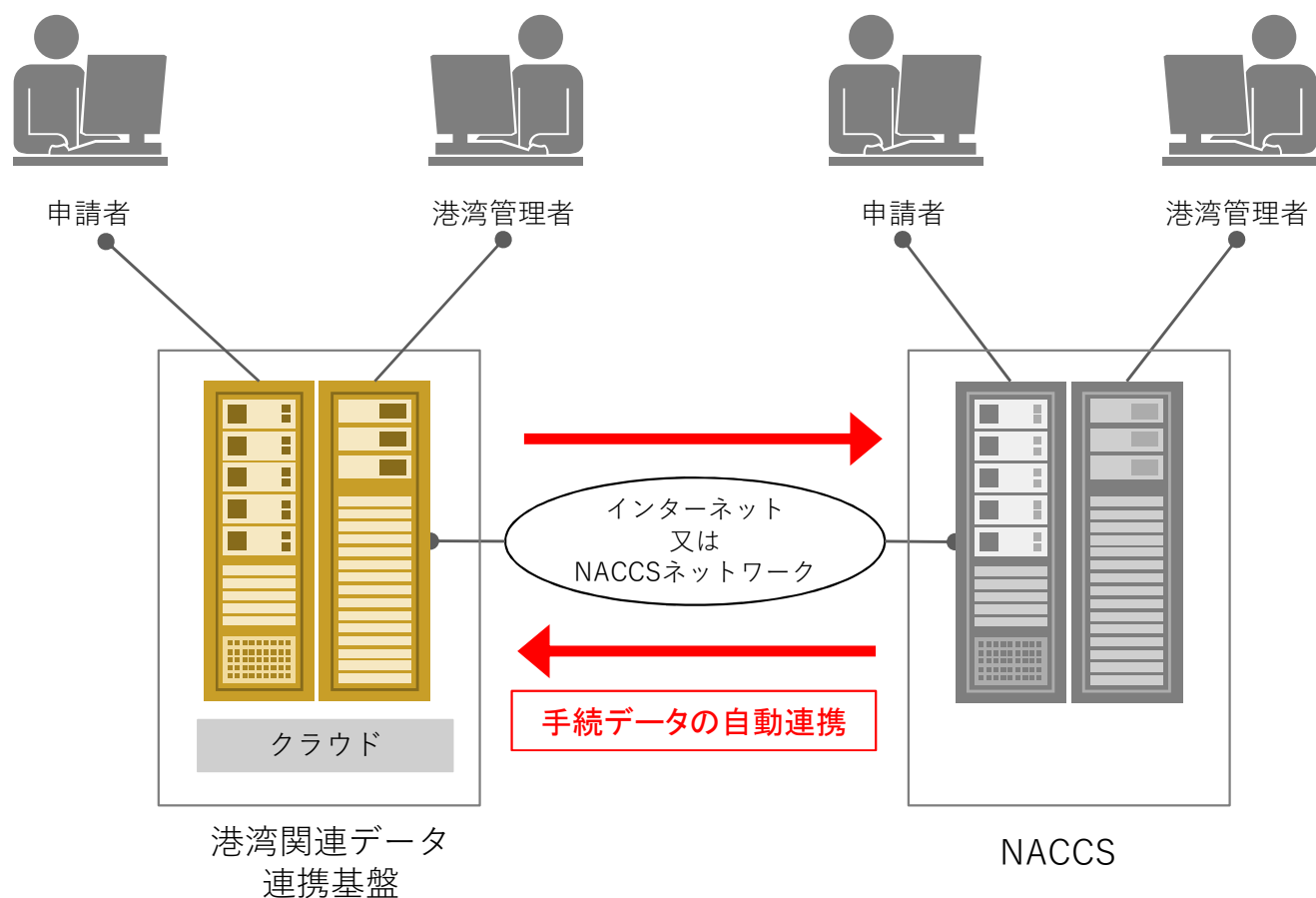
- 必要な機能のうち、NACCSで早期に対応可能なものは、NACCSの改修による対応を検討。

(2)港湾関連データ連携基盤における機能構築

- NACCSでの対応が困難な機能については、港湾関連データ連携基盤での機能構築による対応を検討。
- 港湾関連データ連携基盤とNACCSとの必要な連携を適切に実現する。

⇒引き続き、調査内容の精査を進めるとともに、必要に応じて関係者の意見・ニーズを把握するため継続的にヒアリング等を行う。

- 港湾関連データ連携基盤及びNACCSによる港湾行政手続の電子化にあたり、二重入力等による関係者の負担増加を避けるため、両システム間で必要なデータ連携を行う。
- 現時点では、入力した手続データの両システム間での自動連携を想定しているが、具体については今後関係者との調整を行い、その結果を踏まえ検討する。



- 規制改革実施計画に基づき、政府全体として、行政手続における書面規制・押印の抜本的な見直しを進行中。
- 地方公共団体が実施する手続について、令和2年7月に、総務省より、書面規制や押印等の積極的な見直しに係る技術的助言を発出済。
- 港湾行政手続については、NACCS及び港湾関連データ連携基盤により、オンライン化を推進。

○規制改革実施計画

(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

II 分野別実施事項

6. デジタルガバメント分野

(3) 新たな取組

No. 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの(以下「見直し対象手続」という。)について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。・・・・・・・・

- 調査・統計業務について、関係者の作業負担の軽減及び統計の早期公表を図るため、港湾関連データ連携基盤において、一連の作業の電子化など、業務の効率化に向けた機能を構築することを検討。
- 当該機能に関する関係者のニーズを明らかにするため、令和2年8月末～10月において、国土交通省港湾局より、全港湾管理者に対して、効率化が優先される調査・統計についてなど、アンケート調査を実施。
- 結果、効率化が優先される調査・統計については、基幹統計である港湾統計との回答が大半を占めた。

調査の概要

アンケート調査を実施

【調査・統計業務】

⇒国や港湾管理者等による、港湾に関連する統計の作成業務、及び当該統計の作成に向けて個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査業務とする。

【機能の素案】

- ◆現状、紙やエクセル等で行われている調査票(調査様式)の配布、記入、提出について、オンライン上で実施可能とすること
- ◆連携基盤が保有するデータを調査票(調査様式)に反映することで記入作業の軽減を図ること
- ◆各法人等より提出のあった調査票(調査様式)のデータを集計・加工し自動的に統計を作成すること

など

【アンケート内容】

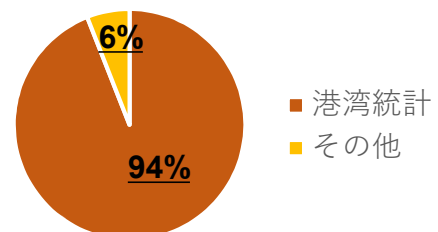
- ✓効率化が優先される調査・統計業務について
- ✓機能の素案に対する意見
- ✓連携基盤における、報告者からの調査票や集計結果データの保管年数について

など

調査の結果(港湾管理者からの回答)

■効率化が優先される調査・統計業務について

- 各港湾において実作業を実施している調査・統計業務のうち、効率化が優先されるものは、港湾統計との回答が大半。
- その他の回答としては、国からの別途調査や関係機関への手続の実績報告等。



【効率化が優先される調査・統計業務について】
(回答数:約70件)

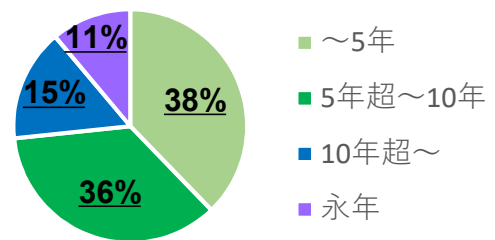
■機能の素案に対する主な意見

- 早期のオンライン化を希望。
- エラーチェック機能等を設けてほしい。
- 費用、操作性などの面で港湾管理者や事業者にとって負担が少なく、汎用性、利便性の高いものにしていただきたい。
- マニュアルの充実やオンライン化の普及・支援体制が必要。
- 既存の調査票情報のみならず、関連する多岐にわたるデータを利用できることが望ましい。
- 既に港湾で導入している独自システムとの関係性の整理が必要。
- システムに不慣れな者、従来通りの方法(紙・エクセル等)を希望する者への配慮が必要。

※上記以外にも、多くの具体的な意見をいただいております、本資料には掲載しないものの、今後個別に対応を検討。

■連携基盤上の調査票等データの保管年数について

- 連携基盤上のデータの保管年数について、データ利活用の観点からは、10年以内の回答が多くを占めた(担当者の異動、将来貨物量推計への活用、過去の活用実績等を考慮)。



【連携基盤上の調査票等データの保管年数について】
(回答数:約45件)

【参考】港湾調査の実態把握アンケートについて

- 令和2年9～10月において、国土交通省総合政策局より、港湾における調査体制・行政記録情報等の活用等に係るアンケートを実施。
- 今後、当該アンケート結果等に基づき、関係者との調整を行い、港湾関連データ連携基盤における調査・統計業務の効率化機能について検討を進める。

- 概要：港湾調査の調査体制等に関するアンケート
- 目的：港湾における調査体制・行政記録情報等の活用等に係る実態を把握するため
- 方法：国土交通省総合政策局より全国の都道府県担当部署にアンケート票を展開
- 時期：令和2年9月～10月
- 対象：全国の甲種港湾、乙種港湾

アンケート結果(令和2年10月末時点)抜粋

■都道府県等の体制

- 全国平均で1港あたり約3.2人(甲種港湾)、約 2.4人(乙種港湾)の体制。
- 複数港湾を担当する事例有。

組織種類	都道府県又は市町村との関係
都道府県	—
市町村	県との委託契約(有償)、県から統計調査員として指定
港務局・一部事務組合	県との委託契約(有償)、県から統計調査員として指定
その他(管理委託者、漁業組合等)	県または市から統計調査員として指定、協力依頼

■報告者の主な業態

- 全国の報告者の延べ数は約3,260者(甲種港湾)、約2,500者(乙種港湾)。

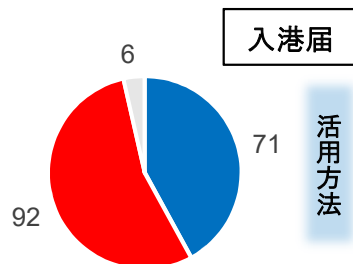
調査項目	報告者の主な業態
入港船舶	船社・代理店、港運事業者、水産業・漁業協同組合、港湾管理者
船舶乗降人員	船社・代理店、港運事業者、水産業・漁業協同組合、港湾管理者
海上出入貨物	港運事業者、船社・代理店、水産業・漁業協同組合、港湾管理者
本船荷役	港運事業者、船社・代理店、港湾管理者、水産業・漁業協同組合
泊地及び係船岸	港湾管理者、港運事業者、船社・代理店

■入出港届、係留施設使用許可申請情報の活用状況(甲種港湾)

- 甲種港湾では、入出港届について全国71港、係留施設使用許可申請について全国95港が活用していると回答。

【甲種】

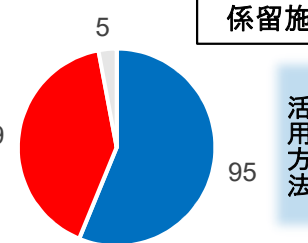
- 活用している
- 活用していない
- 無回答



活用方法

- ・ 入港船舶の調査の代替。
- ・ 調査票の内容確認。記入漏れ項目の補填。
- ・ 調査対象名簿としての活用。

係留施設使用許可申請



活用方法

- ・ 入港船舶、海上出入貨物、係留船舶に係る荷役、係留施設の利用状況等の調査の代替。
- ・ 調査票の内容確認。記入漏れ項目の補填。
- ・ 調査対象名簿としての活用。

※国土交通省総合政策局調査結果をもとに港湾局において作成